



市からのお知らせ

お問い合わせ ☎ホームページ
☎申し込み 月曜日

案内

●固定資産の共有者全員に納税通知書を送付します

市では、共有名義の固定資産に係る固定資産税・都市計画税の納税通知書について、昨年度までは、共有代表者のみに送付していましたが、今年度から、これに加えて、共有者全員に税額をお知らせするため、新たに納税通知書(共有者用)を送付します。

●災害見舞金・罹災見舞金支給制度

市では、共有名義の固定資産に係る固定資産税・都市計画税の納税通知書について、昨年度までは、共有代表者のみに送付していましたが、今年度から、これに加えて、共有者全員に税額をお知らせするため、新たに納税通知書(共有者用)を送付します。

納付書付きの納税通知書は共有代表者に送付しますので、これまでどおり共有者の皆さんで話し合いの上、納付してください。

※表示されている税額等は共有者全体の額です。

☎ 資産税課 (☎235・8596)。

●母子年金を支給

市では、次の世帯を対象に母子年金を支給します。

昨年、受給していた方には、市から現況届を送付します。また、新たに支給要件に該当する方には、申請書を送付しますので、民生委員の調査書を添付して申請してください。

◇支給要件

▽対象 今年4月1日現在、市内在住で、18歳未満の児童を養育し、生計を維持している母子世帯

▽支給 今年4月1日現在、市内在住で、18歳未満の児童を養育し、生計を維持している母子世帯

【表1】災害見舞金支給額

区別	支給額	
火災および風水害による死亡	主として生計を維持していた方	1,500,000円
	その他の方	750,000円
交通事故による死亡	6歳未満	90,000円
	6歳以上20歳未満	180,000円
	20歳以上	270,000円
入院治療を要する傷害を受けたとき	入院5日まで	5,000円
	6日以上入院したとき	1日につき1,500円(上限75,000円)
上記傷害見舞金を受ける者が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級または2級に該当すると認められたとき	加算額75,000円	

【表2】罹災見舞金支給額

災害の区分	見舞金の額	
	単身世帯	2人以上世帯
全焼・全壊・流失	30,000円	50,000円
半焼・半壊	20,000円	30,000円
床上浸水	10,000円	20,000円

合、支給できないことがあります。

▽対象 交通事故、火災および風水害により生じた事故での死亡または傷害

▽支給額 表1のとおり

▽申請書類 申請書・交通事故証明書・入院の証明書・死亡診断書または死体検案書・申請者と被害者の関係を証明するもの。

◇罹災見舞金支給制度

市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方の住宅等が市内で発生した災害に遭った場合、罹災見舞金が支給されます。

▽支給額 表2のとおり

☎ 福祉総務課 (☎235・4820)。

●生活教室(たんぽぽ会)にご参加を

市では、心の病気を持つ方を対象に生活教室を開催しています。教室では、規則正しい生活習慣や対人関係を、楽しみながら身に付けます。

▽日程 月2回

▽場所 市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

※プログラムは、本紙7月1日号と一緒に全戸配布します。

◇花火募金玉の設置協力店を募集します

花火玉の形をした「募金玉」の設置協力店を募集しています。ご協力いただいた方は、同まつりのホームページやプログラムなどで紹介いたします。

▽募集内容 花火募金玉の店頭への設置

▽設置期間 直径15センチ・5月上旬〜6月下旬

▽申し込み 市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

午前▽内容 コーラス・調理実習・ハイキング・スポーツなど。

※日時・内容・会場など詳細はお問い合わせください。

☎ 障害がい福祉課 (☎235・4812)へ。

●「えびな市民まつり」花火協賛金募金(協力募金)花火募金玉の設置協力店も募集

えびな市民まつり実行委員会では、7月25日(土)・26日(日)開催予定の「えびな市民まつり」の最後に実施する、打ち上げ花火への協賛金・募金をお願いしています。

▽募金方法 企業などご協力をお願いします。

▽募金方法 企業などご協力をお願いします。

紙(市民協働課で配布。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、指定口座へ入金(2口以上の場合)、同まつりプログラムへの広告掲載も可。

▼個人(金額制限なし)市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

※プログラムは、本紙7月1日号と一緒に全戸配布します。

◇花火募金玉の設置協力店を募集します

花火玉の形をした「募金玉」の設置協力店を募集しています。ご協力いただいた方は、同まつりのホームページやプログラムなどで紹介いたします。

▽募集内容 花火募金玉の店頭への設置

▽設置期間 直径15センチ・5月上旬〜6月下旬

▽申し込み 市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

▽申し込み 市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

▽申し込み 市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

▽申し込み 市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

募集

●「えびな市民まつり」花火協賛金募金(協力募金)花火募金玉の設置協力店も募集

えびな市民まつり実行委員会では、7月25日(土)・26日(日)開催予定の「えびな市民まつり」の最後に実施する、打ち上げ花火への協賛金・募金をお願いしています。

▽募金方法 企業などご協力をお願いします。

▽募金方法 企業などご協力をお願いします。

紙(市民協働課で配布。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、指定口座へ入金(2口以上の場合)、同まつりプログラムへの広告掲載も可。

▼個人(金額制限なし)市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

※プログラムは、本紙7月1日号と一緒に全戸配布します。

◇花火募金玉の設置協力店を募集します

花火玉の形をした「募金玉」の設置協力店を募集しています。ご協力いただいた方は、同まつりのホームページやプログラムなどで紹介いたします。

▽募集内容 花火募金玉の店頭への設置

▽設置期間 直径15センチ・5月上旬〜6月下旬

▽申し込み 市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

▽申し込み 市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

▽申し込み 市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

▽申し込み 市役所や市内協力店等に設置の花火募金玉へ。

●野外教育施設 富士ふれあいの森

直接、運動公園総合体育館の窓口で。電話での申し込みはできませんが、空室状況の問い合わせはできます。※申込期間は、①市内在住の方…利用日の3カ月前の同日～3日前 ②市内在学・在勤の方…2カ月前の同日～3日前です。

☎ 運動公園総合体育館 (☎235・7204= 図休館)、青少年会館 (☎231・9787= 図休館)

空室状況(4月8日現在)

日	月	火	水	木	金	土
4月	20	21	22	23	24	25
	○	○	○	○	○	○
	26	27	28	29	30	1
	○	○	○	○	○	○
	3	4	5	6	7	8
	○	○	○	○	○	○
5月	10	11	12	13	14	15
	○	○	○	○	○	○
	17	18	19	20	21	22
	○	○	○	○	○	○
	24	25	26	27	28	29
	○	○	○	○	○	○
	31	1	2	3	4	5
	○	○	○	○	○	○
6月	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	○
	14	15	16	17	18	19
	○	○	○	○	○	○
	21	22	23	24	25	26
	○	○	○	○	○	○
	28	29	30	1	2	3
	○	○	○	○	○	○
7月	5	6	7	8	9	10
	○	○	○	○	○	○
	12	13	14	15		
	○	○	○	○		

【注意】 ○…まだ余裕があります。ただし5月13日・22日・26日・29日、6月5日・9日・14日・17日・21日・28日および7月1日の翌日は9時までの利用となります。また、5月15日・25日・28日、6月4日・8日・13日・16日・20日・26日・30日は16時からの利用となります。また、6月1日・23日は16時から翌9時までの利用となります。

△…お早めに申し込みください

×…満室です /…学校利用など



▲花火募金玉への募金の様子

●平成21年度市奨学生

市教育委員会では、平成21年度の奨学生を募集しています。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。

▽資格 今年4月現在、学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校・高等専門学校(3年次まで)に在学する市内在住の方

▽申請期限 4月24日(土)まで(土曜を除く)

▽必要書類 ①学校教育課付申請書(同課で配布) ②最終出身学校長または在学する学校長が発行する成績証明書および人物調査書 ③世帯の前年所得額を証明するもの(確定申告書控えの

市教育委員会では、平成21年度の奨学生を募集しています。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。

▽資格 今年4月現在、学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校・高等専門学校(3年次まで)に在学する市内在住の方

▽申請期限 4月24日(土)まで(土曜を除く)

▽必要書類 ①学校教育課付申請書(同課で配布) ②最終出身学校長または在学する学校長が発行する成績証明書および人物調査書 ③世帯の前年所得額を証明するもの(確定申告書控えの

市教育委員会では、平成21年度の奨学生を募集しています。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。

講座・催し

●第25回親子たこあげ大会

親子のふれあいと相模風の伝承・普及を目的に開催します。

当日は一般のたこでの参加も可。「簡単な手作り教室」も行います。参加賞のほか、ユニークな賞も多数用意していますので、お気軽にご参加ください。

▽日時 4月29日(祝) 13時〜受け付け(雨天時は5月6日(日)に延期)

▽会場 中野多目的広場

▽対象 市内在住・在学の小中高生とその保護者

▽主催 市青少年指導員連絡協議会。

☎ 直接または電話

▽必要書類 ①奨学金給付申請書(同課で配布) ②最終出身学校長または在学する学校長が発行する成績証明書および人物調査書 ③世帯の前年所得額を証明するもの(確定申告書控えの

市教育委員会では、平成21年度の奨学生を募集しています。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。

市教育委員会では、平成21年度の奨学生を募集しています。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。

写しまたは源泉徴収票の写し。

※必要書類②はお早めに学校へ申請してください。

☎ 学校教育課 (☎235・4918)。

●市環境基金へ

▽5万円以上国際ソロプチミスト海老名会長・奥村朋子

▽日時 5月23日(日) 8時50分〜12時30分(予定)

※小雨決行。荒天時は5月30日(日)に延期

▽集合時間・場所 8時50分・JR 駅前

▽コース 駅前→岡田の渡し場跡(大田道)→社家取水場→中野八幡宮→盛福寺→鎌倉道→正覚寺→浄久寺→洪谷神社→戸田の渡し場跡(大田道)→JR門沢橋(解散)

▽定員 先着50人(小学生は保護者同伴)

▽費用 無料

▽その他 歩きやすい服装でご参加を。飲み物等は各自持参

▽主催 海老名市史跡ガイドボランティアの会、市。

市教育委員会では、平成21年度の奨学生を募集しています。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。

ト・センターでは、同センターのボランティア援助会員として地域の子育て支援を行いたい方を対象に、次のとおり講習会を開催します。

同センターは、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が、それぞれ利用会員・援助会員となり、育児を助け合う有償ボランティアの組織です。援助会員になるためには、講習会の受講が必要です。

▽日時 5月14日(日) 10時〜15時30分、15日(月) 9時〜16時(全2回)

▽会場 総合福祉会館

▽対象 市内在住で20歳以上の方

▽費用 無料。

☎ 事前に電話連絡の上、5月7日(日)までに直接、同センター事務局(上郷474-1市社会福祉協議会内、☎235・0220)へ。

※当日保育希望の方は、4月30日(日)までにご連絡ください。

●「えびな文化財探求会」

史跡散策「新緑の古道を歩く」

中世の鎌倉道と近世の大山道

海老名は古代から交通の要衝であり、古代東海道・鎌倉道・八王子道・大山道

市教育委員会では、平成21年度の奨学生を募集しています。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。

市教育委員会では、平成21年度の奨学生を募集しています。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。

ご寄付がどう 敬称略

市環境基金へ

▽5万円以上国際ソロプチミスト海老名会長・奥村朋子

▽日時 5月23日(日) 8時50分〜12時30分(予定)

※小雨決行。荒天時は5月30日(日)に延期

▽集合時間・場所 8時50分・JR 駅前

▽コース 駅前→岡田の渡し場跡(大田道)→社家取水場→中野八幡宮→盛福寺→鎌倉道→正覚寺→浄久寺→洪谷神社→戸田の渡し場跡(大田道)→JR門沢橋(解散)

▽定員 先着50人(小学生は保護者同伴)

▽費用 無料

▽その他 歩きやすい服装でご参加を。飲み物等は各自持参

▽主催 海老名市史跡ガイドボランティアの会、市。

市教育委員会では、平成21年度の奨学生を募集しています。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。

市教育委員会では、平成21年度の奨学生を募集しています。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。

市教育委員会では、平成21年度の奨学生を募集しています。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。